

2021年12月

お客さま各位

水戸証券株式会社

提出猶予期間終了にともなうマイナンバーご提出のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2016年1月1日よりスタートしたマイナンバー制度に伴い、弊社においては国税通則法などにより、お客さまの証券取引に係る「支払調書」、「特定口座年間取引報告書」等にマイナンバーを記載し、税務署に提出することが義務付けられております。

お客さまにおかれましても、所得税法等の定めにより、2022年1月1日以降、最初に上場株式等（投資信託・債券含む）の売却代金または、配当金等（利金・分配金等）を受領する前までに証券会社へマイナンバーを告知しなければならないこととされています。

このたび、2021年12月31日をもちまして、マイナンバー制度開始前に開設いただいております証券口座に対するマイナンバー提出猶予期間が終了することとともない、未提出のお客さまにおかれましては、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

※お手元に「個人番号提供書」がない場合やご登録いただいております「氏名」・「住所」に変更等がある場合は、お手数ですが、お取引部店または弊社マイナンバー専用ダイヤルまでご連絡ください。改めて、お手続き書類を送付いたしますので、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

お客さまにはお手数をお掛けいたしますが、ご理解いただくとともに、お早めにご提出を頂きますようお願い申し上げます。

本件に関して、ご不明な点、ご質問等がございましたら、お取引部店または弊社マイナンバー専用ダイヤル（フリーダイヤル 0120-310-078）までお問合せください。

敬具